

いじめ防止基本方針

駒場東邦中学校・高等学校

0. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめから一人でも多くの生徒を救うため、すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し行動します。

そして、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等の対策を行っていきます。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということを、生徒に十分に理解してもらえよう伝えていきます。加えて、家庭や地域、関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

本基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次の通り定義します。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

ただし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要になります。またこの際、いじめには多様な態様があることに鑑み、この定義の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。

(2) いじめの認識

いじめは、絶対に許されない重大な人権侵害であり、すべての生徒はいじめを行ってはなりません。

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の無秩序性や閉塞性といった構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要になります。

さらには、複雑化・多様化するいじめに迅速かつ的確に対処するため、家庭や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめの問題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

2. いじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止

学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ということの意味を理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互い人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。

例えば、生徒部発行の学校通信の配布等によって生徒自らがいじめについて学び、主体的に考える機会を与えることで、いじめに向かない態度・能力を育成します。また、インターネットを通じて行われるいじめの防止を目的とした生徒対象のガイドンスや、教育相談係による教職員の資質の向上のための校内研修等を定期的実施する等、様々な取組によっていじめの未然防止に努めます。

(2) 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努めます。

具体的には、ホームルームにおける定期的なアンケート調査や、教育相談の実施、

保健室、スクールカウンセラーの利用及び電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備し、いじめの実態把握に取り組みます。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。

まずは、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めます。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下毅然とした態度で指導します。また、いじめを見ていた生徒に対しても、それが自分の問題として捉えられるよう適切に指導します。

(4) 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合のことをいいます。

重大事態が発生した場合、その事態に速やかに対処するとともに、いじめ防止対策推進法第 28 条に規定されている通り、適切な組織を設けて当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査により明らかになった事実関係等その他の必要な情報は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適切に提供します。また、本校を所轄する東京都知事へ、事態発生・調査結果について報告します。

加えて、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりすることのないよう、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

3. いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法第 22 条に規定される組織として、学校長、教頭、生徒部長、生活指導係主任、学年主任、学級担任、養護教諭、校医、スクールカウンセラーと、その他の関係者等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を置きます。

4. その他

本校では、いじめの防止等に関するより実効性の高い取組を実施するため、本基本方針が本校の実情に即してきちんと機能しているかを「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行います。